別表第三中パナマの項の次に次のように加える。

ペルー	一	清浄剤、つや出し剤、擦り磨き剤及び研磨剤、せっけん、香料、薫料及び香水類、化粧品、ヘアローション及び歯磨き。薬剤（医薬用のもの）及び獣医科用剤、薬剤用の衛生剤、消毒剤、有害動物駆除剤、殺菌剤、除草剤。貴金属及びその合金並びに貴金属製品、宝飾品、宝玉、宝玉の原石。テキスト及び印刷物、教材（器具を除く。）。革製品及び人工皮革。建築材料（金属製のものを除く。）。手工芸品及び木材・コルク・葦・籐・柳又はプラスチック材料を用いた装飾用製品。台所用の有用な又は家庭用の手工芸品。織物用糸。織物及び織物製品、ベッドカバー及びテーブルカバー、被服、履物及び運動用特殊靴、帽子。消費用の動物由来の食品及び食用又は保存用の園芸の生産物、食用油脂、食用魚介類（生きている物を除く。）。消費用又は保存用の植物由来の食品及び食品の香味向上用の補助剤、パン、ペストリー（生地）及び菓子、氷菓。穀物並びに農業、園芸及び林業の生産物、動物（生きているものに限る。）及び植物、飼料。ビール、ミネラルウォーター及び炭酸水並びにアルコール分を含有しない飲料、果実飲料。アルコール飲料（ビールを除く。）。広告、事業の管理、輸出入に関する事務の代理又は代行、見本市の運営。輸送、旅行の予
	四	農産食品及び農工業製品